

クラウド通訳サービス 端末レンタルサービス規約

株式会社オプテージ

第1章 総則

(本規約の適用)

第1条 本規約は、株式会社オプテージ（以下、「当社」といいます。）が提供する「クラウド通訳サービス」の利用を目的とし、ご利用頂く「クラウド通訳 端末レンタルサービス」（以下、「本サービス」といいます。）について定めます。

2 本サービスの契約者（第5条にて定義）、および本サービスを利用する者（以下、「利用者」といいます。）は、本規約を誠実に遵守するものとします。

(本規約の範囲、変更および通知)

第2条 本規約は、契約者および利用者とは当社との間における本サービスに関する一切の關係に適用します。

2 当社が本サービスの円滑な運用を図るため、必要に応じて契約者および利用者に対して通知する本サービスの利用に関する諸規定等は、本規約と同等の効力を有するものとします。

3 当社は、本規約を契約者および利用者の承諾を得ることなく、必要に応じて変更することがあります。本規約を変更した場合、当社は次項に定めるところに従って、契約者および利用者へ通知します。本規約の変更は、契約者および利用者へ通知された時点で効力が生じるものとし、それ以前の規約はその時点で効力を失います。

4 当社から契約者および利用者への通知は、本規約に別段の定めのある場合を除き、Webサイトに掲載する等、当社が適当と認める方法により行われるものとします。

5 当社が行う通知は、当社が契約者より最後に申告を受けた宛先に発信するものとします。

(用語の定義)

第3条 本規約において、次の用語は、それぞれ以下の意味で使用します。

通訳対象者	契約者または利用者が本サービスを利用して、会話する者
-------	----------------------------

第2章 利用契約

(利用申込)

第4条 本サービス利用の申込は、申込を希望する者（以下、「申込者」といいます。）が当社所定の申込方法にて行うものとします。

2 本サービスの利用契約の締結資格を有する申込者は、「クラウド通訳サービス」の申込者および契約者に限られます。

3 当社は、申込者が申込前に本規約の内容を確認し、申込を行うに際しては本規約の内容を承諾したものとみなします。したがって、本サービスの利用に際しては本規約が適用されるものとし、申込者は本規約の内容を承諾していないことを主張して、その適用を拒否することはできないものとします。

(契約成立)

第5条 契約は、第4条の申込が行われ当社が承諾することにより、成立するものとします。

2 前項の承諾は、当社が定める基準により申込を承諾した者（本規約において、「契約者」といいます。）へ当社から通知を発した時点とします。

3 当社が承諾した日を契約日として取り扱います。

4 当社は、当社所定の手続きに則り、申込に対して審査を行います。審査の結果、以下の各号いずれかに該当すると当社が判断した場合、申込をお断りする場合があります。

(1) 申込者が当社所定の申込方法に従わない場合

(2) 申込者が「クラウド通訳サービス」申込者であると認められない場合

(3) 申込者の「クラウド通訳サービス」の申込を当社が承諾しない場合

(4) 申込者が当社の他のサービスにおける規約違反等に該当する、または該当していた場合

(5) 申込の際の申告事項に、虚偽の記載が判明した場合

(6) 申込者が申告したメールアドレス等の連絡先が不通であった場合

(7) 申込者への本サービスの提供により、当社に業務上または技術上の問題が生じる、または生じるおそれのある場合

(8) 申込者が過去に本規約の違反等がある場合

(9) 申込者が法令により禁止されている行為もしくは公序良俗に反する行為を行う、または第三者にこれを行わせるおそれがある場合

(10) 申込者が反社会的勢力である場合、または反社会的勢力に関与しているおそれがある場合

(11) その他当社が不相当と判断した場合

5 利用契約締結後であっても、契約者または利用者が上記各号のいずれかに該当する場合は、当社の判断により、本契約を解除する場合があります。その際、当社は契約解除に

よって発生した損害を一切賠償しないこととします。

6 本サービス提供の開始日（以下、「サービス開始日」といいます。）は、本条第2項の通知に記載するものとします。

（契約内容の変更）

第6条 契約者は、契約内容に変更が生じた場合、速やかに当社所定の方法によりその旨を当社に申告するものとします。

第3章 サービス

（サービス内容）

第7条 本サービス内容は、以下のとおりとします。

（1）本サービスは、契約者、利用者および通訳対象者が、「クラウド通訳サービス」を利用する目的（以下、「本目的」といいます。）において、当社が貸与する端末等（以下、「レンタル端末」といいます。）を利用するものとします。なお、利用者は、通訳対象者に本サービスを利用させることができるものとします。ただし、利用者は、通訳対象者に本規約第28条に定める損害賠償義務等、本規約に基づき自己が負担する義務と同一の義務を負担させるものとします。

（2）その他本サービスの詳細は、当社Webサイトに記載するのとおりとします。

2 当社は、当社の責任と負担により善良なる管理者の注意をもって、本サービスを維持・運営するものとします。契約者および利用者は、以下の条件を遵守するものとします。

（1）レンタル端末を本目的以外の用途に使用してはならないものとします。

（2）契約者および利用者は、当社より提供された本サービスを当社に事前の承諾なしに第三者へ譲渡、貸与、または担保供与等してはならないものとします。

（サービス内容の変更）

第8条 本サービスの範囲およびその機能仕様は、当社が契約者および利用者の上承を得ることなく変更することができるものとし、契約者および利用者はこれを承諾するものとします。

（サービス提供の中断）

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約者および利用者への事前通知をすることなく、本サービスの提供を中断することができるものとします。

（1）運用上または技術上の理由でやむを得ない場合

（2）その他天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合

(サービス利用の中止)

第10条 当社は、契約者、利用者または通訳対象者が次の各号に相当すると判断される場合、契約者および利用者に対してその是正を求めることができ、契約者および利用者が是正しない場合、契約者および利用者に対し直ちに本サービスの利用を中止することができるものとします。ただし、この件に関して、契約者および利用者は、当社に対していかなる損害賠償請求もできないものとします。

(1) 犯罪に該当するおそれがあると判断される場合、および犯罪行為を誘発する可能性がある場合

(2) 条約、法令、通達等に違反する、および違反するおそれがある場合

(3) 不公正な競争となる、およびそのおそれがある場合

(4) わいせつ、賭博、暴力等の公序良俗に反するおよびそのおそれがある場合

(5) 不適切な表現を含む、およびそのおそれがあると当社が判断した場合

(6) 性別、民族、人種等による差別を助長する、およびそのおそれがある場合

(7) 個人、法人を問わず他人の著作権その他の権利を侵害するおよびそのおそれがある場合

(8) 個人、法人を問わず他人の名誉または信用を毀損、誹謗中傷する行為、およびそのおそれがある場合

(9) 契約者または利用者および第三者に被害が及ぶおそれがある場合

(10) 契約者または利用者および第三者の重大な生命の危険に関わる、およびそのおそれがある場合

(11) 金銭、金銭保証における代理の依頼等、契約者または利用者および第三者に多大な損害が発生するおそれがある場合

(サービス提供の停止)

第11条 当社は、契約者または利用者が次のいずれかに該当する場合には、何らの責任も負うことなく、その契約者による本サービスの全部または一部の提供を停止することができるものとします。

(1) 契約者が契約に関して、当社に虚偽の事項を通知したことが判明した場合

(2) 支払期日を経過してもなお、利用料金が支払われない場合

(3) 破産手続き開始または再生手続き開始の申立てがあった場合

(4) 本サービスを正当な事由もなく長時間の利用をしたり、同様の繰り返し利用を過度に行ったり、または不当な義務を強要したり、威嚇等をもって嫌がらせ、恐喝もしくは脅迫に類する行為等を行うことで、当社の業務に支障をきたした場合

(5) 申込時に申請した利用目的に沿わない利用があった場合

(6) 前各号のほか本規約上の義務を現に怠りまたは怠るおそれがある場合

2 当社は、前項の規定により本サービス提供の停止をするときは、あらかじめその理由、

利用停止をする日および期間または停止を解除する条件を契約者に通知します。ただし、緊急でやむを得ない事情がある場合は、当社はこの責を負わないものとします。

3 前項の場合において、その利用中に係わる契約者の一切の債務は、本サービス提供の停止があった後においても、その債務が履行されるまで消滅しないものとします。

第4章 契約期間

(契約期間)

第12条 本サービスの契約期間は、契約日から、契約者が解約の申込をし、当社がその解約を承諾した日の属する月の末日とします。

2 第5条に定める申込による契約成立以降、サービス開始日の翌月1日を起算日として、1ヶ月間を料金の請求単位（以下「料金月」といいます。）として計算します。

3 本契約期間終了時の措置については第8章解約に従います。

第5章 料金

(料金)

第13条 本サービスの利用料金は、毎月の本サービスの「月額利用料」の合計額に消費税等相当額を加えた額とします。なお、金額については別表（第1表 月額利用料）のとおりとします。

2 本サービスの利用料金は、当社の都合により変更できるものとし、変更がなされる場合には、当社が定める方法に従い、契約者に対して速やかに通知するものとします。

(料金の計算方法)

第14条 月額利用料とは、本サービス開始以降、契約者および利用者が本サービスを利用するための料金です。

2 月額利用料は、第12条第2項に定める料金月につき1回、当社は契約者に対して請求します。

第6章 支払い

(料金の支払い)

第15条 利用料金の支払いに関しては、月末締め翌月末払いとし、当社が発行する請求書に基づき支払うものとします。

2 契約者は、次項の支払い方法により定める期日までに支払いを完了するものとします。期日に支払いが確認出来ない場合、当社は、第11条の規定に基づき、契約者に対しサービスの提供を停止することができるものとします。

3 契約者は、当社が指定する期日までに当社が定める方法により、当社が指定する金融機関等において、支払うものとします。ただし、振り込み手数料は契約者の費用とします。な

お、当該期日が金融機関等の休業日である場合は、その前日までに支払うものとします。

4 これらの支払済みの料金は、事由の如何を問わず、一切返金出来ないものとします。

5 支払期日が経過しても請求額の支払いがない場合、当社は支払期日の翌日から完済まで年率 14.5%の支払遅延利息を、契約者に請求できるものとします。ただし、支払い期日の翌日から 10 日以内に請求額の全額が支払われた場合はその限りではありません。

6 当社から契約者に、事実と異なる請求がなされた場合、その支払請求を訂正のため契約者が当社に返付した日から訂正された支払請求書を契約者が受理した日までの期間に相当する日数は、前項の支払遅延利息の対象期間に算入しないものとします。

7 当社は、本サービスの利用料金について領収書は発行しないものとします。

第7章 契約者および利用者の義務

(利用環境の維持責任)

第16条 契約者および利用者は、本サービスの利用に支障をきたさないように、利用端末を正常に稼動するように整備、維持するものとします。

2 契約者は、利用者に対し、本規約を同意させ、本規約の違反およびそのおそれのある行為を抑止する責を負うものとします。

(端末の管理責任)

第17条 契約者は、レンタル端末を当社から提供されるものとします。契約者および利用者は、これを契約者および利用者の責任で管理し、契約者および利用者以外の第三者に開示・提供しないものとします。

2 契約者および利用者は、前項により当社に損害が生じた場合は、これによって生じた一切の損害を当社に賠償する責任を負うものとします。

(検査・報告義務)

第18条 契約者および利用者は、レンタル端末を当社から受領後3日以内に、レンタル端末の瑕疵・欠陥（画面のひび割れ等）および不具合等（以下、「瑕疵等」といいます。）の有無を確認し、瑕疵等を発見したときは、その旨を速やかに当社に対し報告するものとします。

2 当該報告を、契約者および利用者がレンタル端末を当社から受領後3日以内に当社にて確認できなかった場合、当該レンタル端末に瑕疵等は存在しなかったものとみなします。

第8章 解約

(解約手続き)

第19条 契約者は、当社に対し、当社が定める方法により、解約の申込を行うものとします。

2 解約日は、契約者が解約の申込をし、当社が承諾した日の属する月の末日とします。

(当社による解約)

第20条 当社は、第11条の規定により本サービスの提供停止を受けた契約者が、当社から期間を定めた催告を受けたにもかかわらず、その事由が解消されない場合には、当社が定める方法により通知することで、直ちに解約することができるものとします。

2 当社は、契約者または利用者が第11条第1項の事由に該当し、当社の業務の遂行に支障があると当社が判断した場合、当社が定める方法により通知することで、直ちに解約することができるものとします。

3 前項の規定により解約された場合、契約者は、本サービスの利用に係わる一切の債務について、当然に期限の利益を喪失し、残存債務の全額および損害賠償等により清算されるべき金額を当社へ直ちに支払うものとします。

4 本条による解約において、契約者は、当社が解約を指定する日の属する月までの月額利用料（解約月の月額利用料満額を含む）を、当社が指定する期日までに一括で支払うものとします。本項の取り決めは前項の効力を妨げるものではありません。

(サービス利用終了時の措置)

第21条 解約により本サービスの利用を終了した場合、契約者および利用者は、解約日の翌日から本サービスを一切使用できないものとします。

2 契約が終了した場合、第19条第2項に定める解約日を経過してなお本サービスに登録されているデータ等は、全て当社の判断において削除できるものとします。

3 第20条の事由により解約された場合、契約者は第20条の定めに従うものとします。

4 契約者と当社との間における「クラウド通訳サービス」の利用契約が終了した場合、当然に本規約における契約は終了するものとします。

5 契約者または利用者は、解約等により本契約が終了した場合、レンタル端末を当該終了日の翌月末までに当社へ返却するものとします。なお、返却時の送料は、契約者または利用者が負担するものとします。

6 当社は、前項のレンタル端末の返却確認後、検査を行い、契約者または利用者により第18条に定める報告に無かった瑕疵等が存在する場合、契約者および利用者へ当該瑕疵等の修復に当社が要した費用を請求することができるものとします。

第9章 雑則

(サービス提供の終了)

第22条 当社は、次の場合には、本サービスの一部または全部を終了することがあります。

(1) 経営上、技術上等の理由により本サービスの一部または全部の適正かつ正常な提供ができなくなり、本サービスの運営が事実上不可能になったとき

(2) その他の理由で本サービスの一部または全部を提供することが適当でないときと当社が判断したとき

2 前項に該当する場合、当社は本サービスの契約者および利用者にあらかじめ本サービスを終了する時期等を通知します。その通知については、当社が適当と判断する方法により本サービスの契約者および利用者に対して通知します。

3 当社は、第15条第4項に定めるように、契約者が当社へ支払済みの料金は事由の如何を問わず、一切返金出来ないものとします。

(故障・紛失・減失)

第23条 契約者および利用者が本サービスを利用中、故障・紛失・減失が発生した場合、契約者および利用者は、本条各号の定めに従うものとします。

(1) 契約者および利用者は、当社へ速やかに申告するものとします。

(2) 契約者または利用者は、レンタル端末が故障したと判断した場合（以下、「故障端末」といいます。）、当社へ申告し、故障端末を送付するものとします。なお、送付時の送料は、契約者または利用者が負担するものとします。

(3) 当社は、故障端末の受領確認後、検査を行い、故障を確認した場合、修理を行います。なお、修理費用は、契約者および利用者へ請求することができるものとします。

(4) 当社は、故障端末の受領確認後、検査を行い、故障の再現を確認できなかった場合、故障端末をレンタル端末として、契約者および利用者へ再度提供することができるものとします。

(5) 契約者および利用者が、レンタル端末を紛失・減失した場合または本条に従わず、自らの判断にて故障端末を修理した場合、契約者および利用者は、損害賠償金として当社に一律30,000円（税抜）を支払うものとします。なお、当該損害賠償金の支払いを当社が確認できた時点をもって、当該レンタル端末の所有権を契約者に移転するものとし、以後当社は当該レンタル端末につき、何ら責任も負わないものとします。

(機密情報)

第24条 契約者および利用者ならびに当社は、本サービスの利用により、知り得た相手方の販売上、技術上またはその他の業務上の秘密（本契約の内容、本サービスの機能仕様の内容等を含む）を本サービス利用のためにのみ使用するものとし、相手方の承諾なしに第三者に公表または漏洩しないものとします。ただし、法令により情報の開示を求められた場合は、相手方に書面による通知のうえ、開示することができるものとします。

2 以下各号の情報は、本条の秘密に該当しないものとします。

(1) 既に公知の情報および開示後受領者の責めによらず公知となった情報

- (2) 本サービスにより知り得た情報に依存せずに独自に開発・発見した情報
- (3) 正当な権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
(個人情報の保護)

第25条 本サービスの契約、運営のために当社が取得した契約者および利用者の個人情報は、当社の責任と負担により善良なる管理者の注意をもって、取り扱うものとします。なお、本サービスの提供にあたり取得した個人情報の利用目的については、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

(事例)

第26条 当社は、契約者および利用者が本サービスを利用した結果や感想を、機密情報を除き、当社Webサイトに事例として紹介できるものとします。

(譲渡禁止)

第27条 契約者および利用者は、当社の事前承諾を得ることなく、契約上の地位、権利および義務の全部または一部を、第三者に貸与、譲渡または担保提供等をしてはなりません。

(損害賠償)

第28条 契約者または利用者が本規約の違反により当社に損害を与えた場合、契約者または利用者は、当社に生じた損害を賠償する責任を負うものとします。

2 契約者または利用者が本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、または第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の費用と責任でこれを解決し、当社にいかなる費用と責任を負担させないものとします。

3 当社は、第8条による本サービスの全部もしくは一部の変更、追加または廃止につき、何ら責任を負担しないものとします。

4 当社は、第21条による本サービスの終了につき、何ら責任を負担しないものとします。

5 当社は、当社が故意または重過失である場合を除き、本サービスの利用により生じる結果について、契約者および利用者その他いかなる者に対しても、本サービスの不具合・故障、第三者による本サービスへの侵入、商取引上の紛争、その他の原因を問わず、責任を負担しないものとします。

6 当社が契約者または利用者に対し損害賠償責任を負う場合、当社が負担する賠償金の金額は、直接かつ現実に生じた損害を賠償するものとし、損害が生じた月に契約者が当社に支払った本サービスの月額利用料を上限とします。

(分離性)

第29条 本規約のいずれかの条項が無効とされた場合であっても、本規約の他の条項は、

継続して完全な効力を有するものとします。

(免責事項)

第30条 当社は、天災、事変その他の不可抗力により生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益および間接損害等のあらゆる損害については、一切の賠償責任を負わないものとします。

2 当社は、本規約に明示的に定める場合の他、契約者および利用者に対して一切の損害賠償責任および月額利用料等の減額・返還の義務を負わないものとします。

(紛争の解決)

第31条 契約者および利用者と当社の間における一切の訴訟については、大阪地方裁判所または大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2 本規約の成立、効力、解釈および履行については、日本国法に準拠するものとします。

(信義誠実義務)

第32条 本規約に定めのない事項について紛議等が生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとします。

別表

第1表 月額利用料

レンタル端末月額利用料 (レンタル端末1台ごと)
1,000円(税抜)

以上

制定 2017年1月23日

改正 2019年4月1日